

地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化

のための措置に係る規制の事前評価書

| | |
|----------|---|
| 政策の名称 | 地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置 |
| 法令（案）の名称 | 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 |
| 担当部局 | 政策統括官（沖縄政策担当）付政策調整担当参事官 （参事官：中 素明） 電話番号：3581-9725 e-mail：i.atochiriyou@cao.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成24年2月 |

1 政策の名称

地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置

2 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

駐留軍用地返還後の当該跡地の開発整備を迅速かつ円滑に行うために、返還前から駐留軍用地内において公有地を確保することで、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するとともに、沖縄の自立的発展に資するものとして所要の措置を講ずるもの。

(2) 規制の内容

駐留軍用地返還後の当該跡地の開発整備を迅速かつ円滑に行うために、返還前から駐留軍用地内において公有地を確保するために以下について規定するもの。

- ① 特定の駐留軍用地内に土地を所有する者がその土地を有償で譲渡しようとする場合の関係市町村の長への届出義務
- ② ①の届出及び特定の駐留軍用地内に土地を所有する者が地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出をした場合に一定期間の土地の譲渡の制限

(3) 規制の必要性

本土の駐留軍用地では、国公有地が約9割であるのに対し、返還が予定されている沖縄県の中南部に位置する駐留軍用地では公有地の割合が著しく低いことから、過去において公共用地の取得に期間を要し返還後の跡地利用に大きな支障が生じた事例があり、返還前の早い段階から公共用地を先行取得することが重要である。

このような沖縄県の駐留軍用地の特殊事情を踏まえ、本措置を講ずることにより、特定駐留軍用地内に土地を所有する者が、土地を有償で譲渡する際に届出を行うことで、地方公共団体等が将来必要となる公共用地の確保を図る機会を得ることができ、また、一定期間（3週間）、土地の譲渡を制限することで、買取り協議が整うことを期する。

(4) 法令（案）の名称とその内容

法律案名称

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

内容

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の有効期限を延長するとともに、大規模跡地及び特定跡地の指定並びに大規模跡地給付金及び特定跡地給付金に係る規定を含めた駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための措置を一元的に定めることとする等所要の措置を講ずる。

3 想定される代替策

特定駐留軍用地内に土地を所有する者がその土地を有償で譲渡しようとする場合の関係市町村の長への届出を義務としない。

4 規制の費用・便益

① 費用

【遵守費用】

<本対策案>

本制度の創設により、特定駐留軍用地内の土地を有償で譲渡するときは、事前に届出を行わなければならないという負担が生じるが、既存の土地取引に関する届出等の制度があり、大きな負担とはならないと考えられる。

<代替案>

土地所有者が判断することとなるが、届出をしない場合には負担は

生じず、届出をする場合には本対策案と同じ負担となる。

【行政費用】

＜本対策案＞

本制度の創設により、当該市町村に届出受領等の負担が生じるが、既存の土地取引に関する届出等の制度があり、特段の体制強化等を行う必要はなく対応可能なものであり、大きな負担とはならないと考えられる。

＜代替案＞

届出受理の負担は基本的に生じないが、将来必要となる公共用地の確保の機会を失い、譲り受けた者から改めて取得しようとすることや、その後土地が細分化されれば取得交渉する相手が増えることにより大きな事務負担が生じる恐れがある。

【その他社会的費用】

＜本対策案＞

本制度の創設により、特定駐留軍用地内に土地を所有する者が、土地を有償で譲渡する際に届出を行うことで、地方公共団体等が将来必要となる公共用地の確保を図る機会を得ることができる。

＜代替案＞

地方公共団体等が将来必要となる公共用地の確保を図る機会が失われ、公共用地の取得が進まなかった場合に、返還後の駐留軍用地の開発整備を迅速かつ円滑に行うことが困難になる恐れがある。

② 便益

本措置により一定の費用の発生が想定されるものの、返還前の早い段階から公共用地の確保に取り組み、跡地における計画的な開発整備を迅速に進めることと、本措置をとらずに跡地における開発整備が遅れることと比較すれば、本措置による便益が大きいものといえる。

5 政策評価の結果

地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置の創設により、返還前の早い段階から地方公共団体等が将来必要となる公共用地の確保を図る機会を得ることで、公共用地の確保に取り組み、土地を先行取得することにより、返還後の駐留軍用地跡地における計画的な開発整備を迅速に進めることに資する。

一方、その措置を講じない場合、返還後の駐留軍用地の開発整備を迅速かつ円滑に行うことに支障となる恐れがある。

6 有識者の見解その他関連事項

沖縄振興審議会（会長 伊藤元重）において、「沖縄の振興について」（沖縄振興審議会意見具申、平成23年7月25日）をとりまとめ、その中で駐留軍用地跡地利用について以下のとおりとしている。

駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう、新たな法律において所要の措置を講じていく必要がある。

7 レビューを行う時期又は条件

本法は10年の時限法のため、法の期限が到来する際は、この制度の施行の状況等について検討を行うものとする。